

佐賀県告示第 479 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病検査を実施する。

平成 29 年 7 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防及びまん延防止のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の期日

平成 29 年 7 月 21 日から平成 29 年 9 月 5 日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ヨーネ病検査	繁殖の用に供する目的で飼養している肉用雌牛で、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	リアルタイムPCR法

5 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。